

# つなぎませんか 下水道



茅ヶ崎市キャラクター  
えぼし麻呂&ミーナ

## ～水洗化で気持ちの良い暮らし つないでみませんか みんなの下水道 ～

現在ご利用の浄化槽につきましては、適正な維持管理をさせていただいていると思いますが、台所や風呂などからの生活排水は、側溝などへの垂れ流し、若しくは吸い込み槽から自然浸透させており、河川や土壌に悪影響を与えています。

公共下水道が整備されますと、浄化槽で処理していた家庭や事業場のトイレ、台所、風呂などからの汚水は柳島水再生センター（終末処理場）で処理され、浄化した後に安全な水として海へ放流されます。

しかしながら、公共下水道の管が道路の下を通ったとしても、皆さまに宅内における排水設備の切り替え工事をしていただかなければ、自然環境を守ることも、皆さまのお役に立つこともできないのです。

市街化区域の大部分では、公共下水道がすでに整備されており、下水道への切り替えが可能な状況となっております。皆さまには経済的なご負担をおかけすることになりますが、公共下水道へ切り替え工事することで私たちの生活環境が清潔で快適なものになり、次世代へ「いつまでも住みやすい茅ヶ崎市」を引き継ぐためにも、ご協力とご理解をお願いいたします。

## 下水道が整備されると



まちなみを清潔にします

- ・ハエや蚊などの害虫が減るよ
- ・いやな臭いがなくなるよ



大雨から家や道路を守ります

- ・大雨から家を守るよ
- ・道路の冠水を防ぐよ



川や海を  
いつまでもきれいに



みなさまが清潔で快適な生活ができ、住みよい町になるように、公共下水道への切り替えをしていただきますよう、ご協力のほど宜しくお願いします。

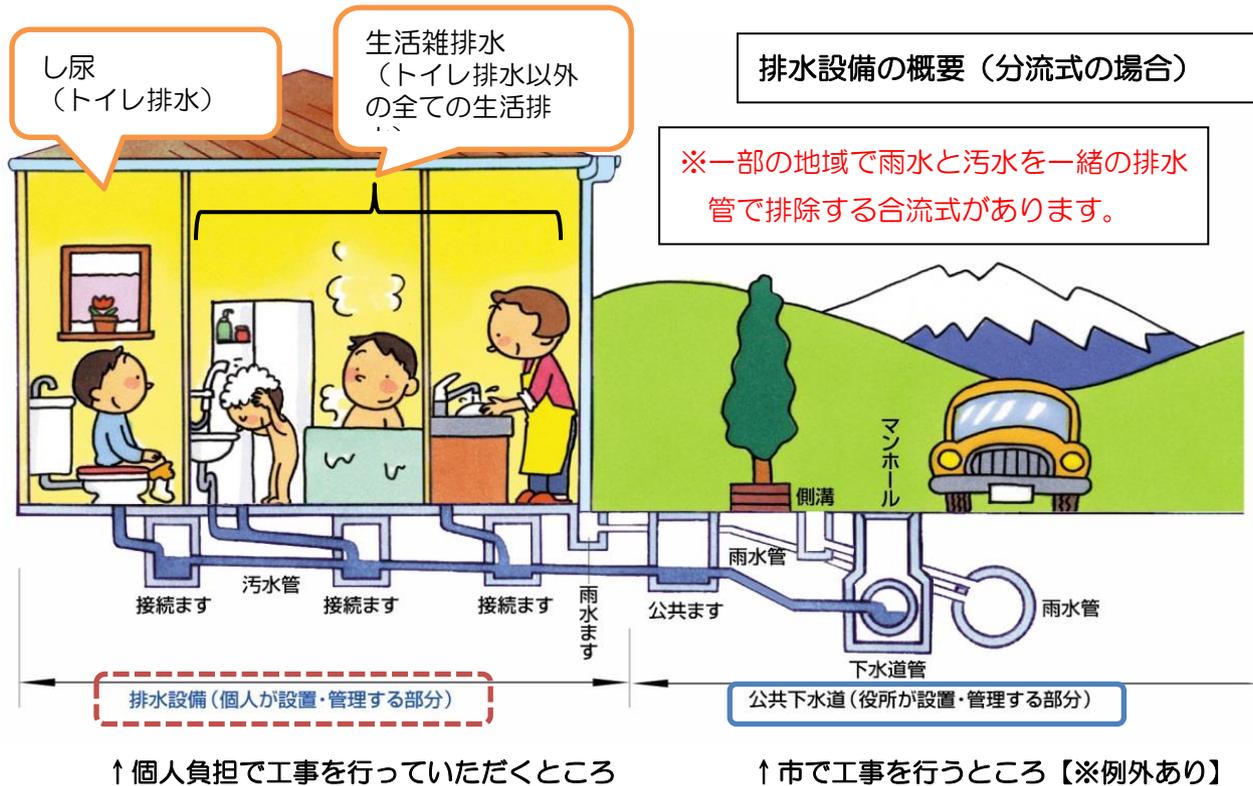
# 公共下水道への切り替え（排水設備の改造工事）は…



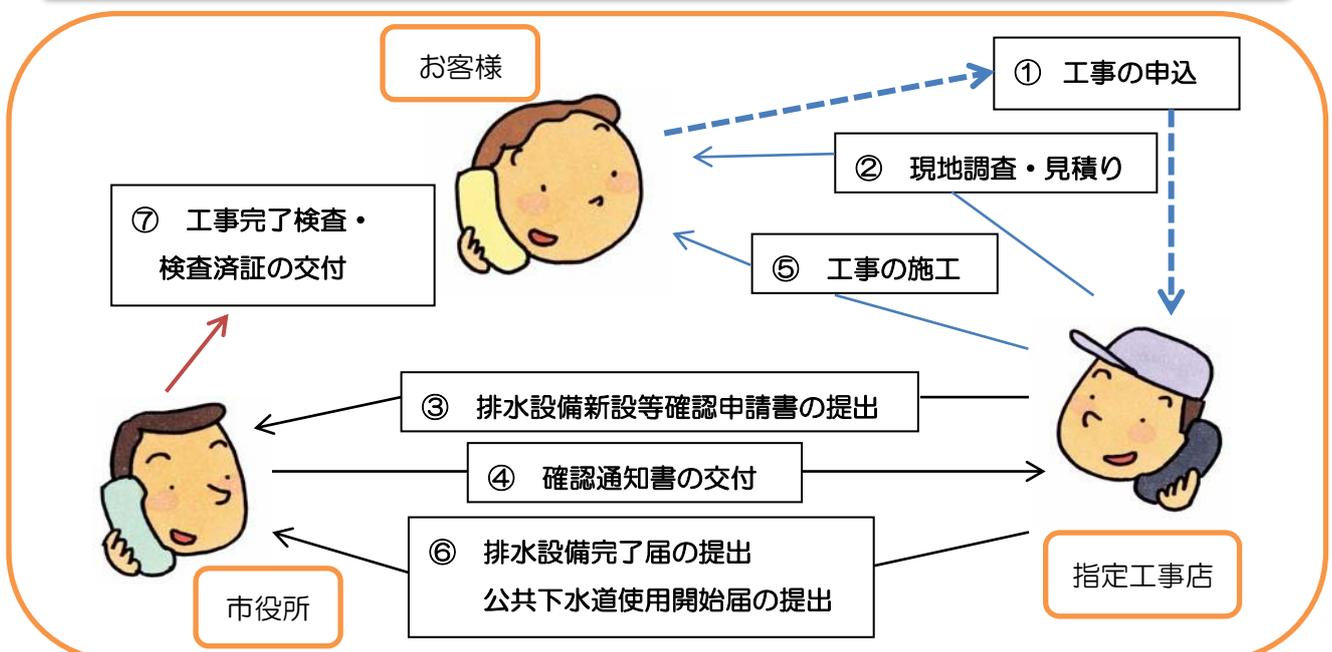
## 茅ヶ崎市下水道排水設備「指定工事店」で！

公共下水道への切り替えにあたっては、下記のとおり宅内に排水設備を設け、汚水を公共ますに接続する工事が必要です。**費用は各ご家庭のご負担**となります。

なお、工事は一定の技術水準に沿って正しく行われないと、公共下水道の機能に悪い影響を及ぼすこととなりますので、工事に必要な専門知識と技術を持った「指定工事店」で必ず施工いただきますようお願いします。



「指定工事店」では、工事にあたっての市への届出等をお客様に代わって行っています。



# 公共下水道への切り替え（排水設備の改造工事）をするには

## 1. 改造計画をたてる

指定工事店（別紙）から数社ほど選び、見積りをとってください。どのような施工をするのか、費用を比較し、信頼できる施工業者を見つけてください。**※工事費は家屋、敷地及び既設管の状況によって異なります。**



## 2. 工事の申込み

指定工事店を選定しましたら、再度見積りを依頼し、工事の内容などを十分打合せし、工事費を確認のうえ、工事を依頼（契約）してください。

**※排水設備の改造工事の契約は、あくまでも工事店と依頼主との契約となりますので、何らかのトラブルが発生しても市としては責任を負いません。**

## 3. 工事の手続き

排水設備に関する市への申請書提出等は、依頼されました指定工事店が代行しますが、申請書類の内容については十分に確認されたうえ、署名・捺印をしていただきますようお願いいたします。

## 4. 工事を行う

改造工事に要する工事期間は場所や条件によって異なりますが、通常は2～3日で終わります。その間、トイレが使用できないのは概ね半日ぐらいです。なお、今までの便槽・浄化槽は汲み取った後、消毒・取り壊して埋め戻す等の処理を行います。

## 5. 完了の検査

改造工事が終わりますと、市の職員が申請の内容にそって工事が行われたかどうか、不適合な工事が行われなかったかを確認するために現場検査を実施します。

なお、検査日程は指定工事店の申し込みにより決定しますが、検査時には宅地内（家屋外の敷地）に検査員が立ち入りますので、皆様の在宅・不在に関わらず、事前に検査日程の説明を指定工事店より受けておいてください。

## 6. 工事費の支払い

検査に合格しますと、皆様のお宅へ検査済証（ステッカー）を貼りますので、その後に指定工事店への支払いをしていただきます。

工事前や検査前にお支払いされますと、トラブルの原因となることがありますので、必ず検査合格の後でお支払いいただきますようお願いいたします。

## 7. 下水道の使用開始

2ヶ月に一度の水道の点検と合わせて、下水道使用料をご請求いたします。



◎指定工事店以外の業者にはくれぐれもご注意ください。

指定工事店以外の工事業者が紛らわしい名称を用いて戸別訪問により営業をする場合がございますので、必ず「排水設備指定工事店一覧表」で確認してください。

また、指定工事店以外で排水設備工事を行うことや市に届出せずに排水設備工事を行うことは、条例違反となりますので、絶対に行わないようお願いいたします。

◎下水道につなぐまでは、浄化槽の維持管理を適正にお願いします。

下水道につなぐまでは、引き続き浄化槽を利用されることとなりますが、維持管理を適切に行わないと本来の機能を十分に発揮できず、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、地域の環境を悪化させることとなりますので、浄化槽の適正な維持管理の継続をお願いいたします。

●浄化槽の維持管理に関するお問合せ先● 茅ヶ崎市環境保全課環境保全担当まで

◎下水道接続工事を行い、下水道を使用されますと下水道使用料がかかります。

下水道使用料は、下水道管の点検や修理、流された水をきれいにする柳島水再生センター（終末処理場）の運転管理などの費用に充てられ、環境を守るために必要なお金です。

下水道使用料の請求につきましては、神奈川県企業庁（水道局）へ委託しております。水道の使用水量を基に、下の表のとおり下水道使用料を算出し、2か月分を水道料金と合わせてお支払いしていただきます。

下水道使用料金表（税抜き金額です）（2か月分）

区分	基本額	加算額（1m <sup>3</sup> につき）	
一般汚水	16m <sup>3</sup> までの分 1,232円	17m <sup>3</sup> から 40m <sup>3</sup> までの分	91円
		41m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> までの分	131円
		101m <sup>3</sup> から 200m <sup>3</sup> までの分	151円
		201m <sup>3</sup> から 600m <sup>3</sup> までの分	163円
		601m <sup>3</sup> から 2,000m <sup>3</sup> までの分	202円
		2,001m <sup>3</sup> から 10,000m <sup>3</sup> までの分	229円
		10,001m <sup>3</sup> からの分	255円

【計算例】 一般汚水を2ヶ月で40m<sup>3</sup>（平均水量）を排水される場合

基本額	16m <sup>3</sup> 以下分	= 1,232円	} 3,416円
加算額	17m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> の分	91円×(40m <sup>3</sup> -16m <sup>3</sup> ) = 2,184円	
+) 消費税等	3,416円 × 10%（1円未満切り捨て）	= 341円	

公共下水道使用料 **3,757円** となります。

ご不明な点等がございましたら、茅ヶ崎市下水道河川総務課（0467-82-1111）までお気軽にお問い合わせください。

